

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件について

1 趣旨

- 適切な給付を行うという観点から、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく年金たる保険給付の受給権者に対し、毎年1回定期報告書の提出を求めている。

定期報告書の提出期限については、告示（※）において、誕生日（死亡に係る給付については、死亡労働者の誕生日）が1月～6月の者（第1期対象者）については6月30日、7月～12月の者（第2期対象者）については10月31日と定められている。（※昭和63年労働省告示第109号）

- 今般の東日本大震災により、避難者が多く発生している中で、現行の提出期限までに定期報告書の提出を求めることは困難と考えられることから、平成23年の定期報告書の提出期限を特例的に延長する。

2 内容

年金たる保険給付の受給権者であって、平成23年3月11日において被災地域（災害救助法の適用地域（東京都を除く。))に住所を有する第1期対象者が平成23年において提出すべき定期報告書の提出期限を延長し、平成23年8月31日とする。

3 告示日・適用日

平成23年5月23日